

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-1-1
許認可等の種類	特定計量器の検定			
根拠法令条例等・条項	計量法第16条第1項、第70条			
許認可等の概要	正確な特定計量器の供給を確保するための検定			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>○計量法第71条第1項 検定を行なった特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。 一 その構造(性能及び材料の性質を含む。)が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。 二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。</p> <p>○特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号) 【検定の合格条件】 第6条(構造に係る技術上の基準) 第7条(表記等) 第8条(計量単位) 第10条(材質) 第11条(検出部と構造上一体となった表示機構) 第12条(分離することができる表示機構) 第13条(複数の表示機構) 第14条(複合特定計量器) 第15条、第15条の2、第15条の3(封印等) 第16条(器差及び検定公差) 第17条(構造検定の方法) 第18条(型式承認表示及び修理済表示に係る期間) 第19条(器差検定の方法) 第20条(標準物質)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日			
期間の制定根拠	計量法第160条第1項、特定計量器検定検査規則第71条第1項一イ			